

# 立教大学経済研究所規則

施行 2000年4月1日  
改正 2001年11月7日  
2003年4月1日  
2010年4月1日  
2011年4月1日  
2012年4月1日  
2015年12月3日  
2019年1月16日

## 第1章 総則

(設置及び名称)

**第1条** 立教大学（以下「本学」という。）経済学部（以下「学部」という。）に立教大学経済研究所（Rikkyo Institute of Economic Research. 以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 研究所は、経済、経済政策、経営及び会計の諸問題の研究に組織的に取り組み、学部及び立教大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）の広義の経済学研究の伝統を発展させ、その研究成果を広く社会と共有し、もって持続可能な経済発展の実現に寄与すること、また、研究科の教育の向上及び若手研究者の養成に資することを目的とする。

(事業)

**第3条** 研究所は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経済、経済政策、経営及び会計に関する調査及び研究（以下「研究」という。）
- (2) 研究活動及び研究成果（データベースを含む。）の公開
- (3) 学内外の研究機関・研究者との連携、協力及び交流
- (4) 学会等の開催支援
- (5) 受託・共同研究及び受託・共同事業を含む知的財産活動
- (6) 研究に基づく提言、助言及び相談
- (7) 研究会、講演会、講座等の開催
- (8) 学部、研究科等との教育上の連携
- (9) 若手研究者及び実践家の養成
- (10) 図書・資料等の収集及び整備
- (11) その他研究所の目的達成に必要な事項

2 研究所は、事業の遂行にあたっては、その自主性を確保する。

## 第2章 構成員

(構成員)

第4条 研究所の構成員は、次の者とする。

- (1) 所員 (Member)
- (2) 各種研究員 (Researcher)
- (3) 研究支援者 (Research Supporter)

(所員)

第5条 研究所に、所員を置く。

- 2 所員の任用は、立教大学研究所等構成員規程（以下「構成員規程」という。）による。
- 3 所員は、研究所の目的に合致する研究活動等に従事する。
- 4 所員は、次の者とする。
  - (1) 学部に所属する全ての専任教員
  - (2) 学部及び研究科に所属する全ての特別任用教員
  - (3) 学部に所属する全ての助教
  - (4) 本学の名誉教授のうちから任命される所員
  - (5) 学部外の研究教育機関に所属する教員，研究者等のうちから任命される所員
- 5 前項第4号及び第5号の所員は、運営委員会の推薦により、教授会の承認を得て、総長が任命する。
- 6 所員は、総数の3分の2以上に本学の専任教員（特別任用教員及び助教を含む。以下同じ。）を充てることとする。
- 7 所員は、総数の2分の1以上に学部に所属する専任教員を充てることとする。
- 8 第4項第1号から第3号の所員の任期は、その地位にある期間とする。
- 9 第4項第4号以下の所員の任期は、1年とする。
- 10 所員は、再任されることができる。
- 11 所員のうち、第4項第4号及び第5号の所員が順守すべき事項等については、立教大学客員研究員規程第6条から第12条までの規定を準用する。

(各種研究員 Researcher)

第6条 研究所に、本学の定める構成員規程に基づき以下の各号に定める各種研究員を置くことができる。

- (1) 客員研究員
- (2) 特定課題研究員
- (3) 特別任用研究員
- (4) 研究員
- (5) ポストドクトラルフェロー(PD)

#### (6)研修研究員

- 2 各種研究員は、研究所の目的に合致する研究活動等に従事する。また、研究所の事業に参加又は連携することができる。
- 3 各種研究員は、運営委員会の推薦により教授会の承認を得た者を、構成員規程に定める手続きを経て任用する。
- 4 研究所は、運営委員会の推薦により教授会の承認を得て学外の教員又は研究員を客員研究員又は特別任用研究員として招へいすることができる。その受入手続き及び処遇等については、立教大学国際学術交流規程を準用する。
- 5 各種研究員のうち、客員研究員及び特別任用研究員、研究員以外の研究員が順守すべき事項等については、立教大学客員研究員規程第6条から第12条までの規定を準用する。

(研究支援者 Research Supporter)

**第7条** 研究所に、研究支援者を置くことができる。

- 2 研究支援者の任用は、構成員規程による。

### 第3章 運営組織

(職及び組織)

**第8条** 研究所に、その運営のため、次の職及び組織を置く。

- (1) 研究所長 (Director) (以下「所長」という。)
- (2) 副研究所長 (Vice-Director) (以下「副所長」という。)
- (3) 運営委員会 (Board of the Institute)
- (4) 拡大運営委員会 (Expanded Board (Project Representative inclusive) )
- (5) 事務局

(所長 Director, 副所長 Vice-Director 及びその職務)

**第9条** 研究所に、所長1人及び副所長1人以上3人以内を置く。

- 2 所長は、研究所を代表し、所務を統括する。
- 3 所長は、毎年度の終わりまでに当該年度の事業報告案及び決算案並びに次年度の事業計画案及び予算案を学部教授会に提出し、その承認を得た後、部長会に報告しなければならない。
- 4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、職務を代行する。
- 5 所長及び副所長は運営委員となる。
- 6 所長は、学部所属する専任教員の中から学部長が推薦し、運営委員会及び教授会の議を経て、総長が任命する。
- 7 副所長は、学部所属する専任教員(特別任用教員を含む。)の中から学部長が推薦し、運営委員会及び教授会の議を経て、総長が任命する。
- 8 所長及び副所長の任期は、2年とする。
- 9 所長及び副所長は、再任されることができる。

(運営委員会 Board of the Institute 及びその業務)

**第10条** 研究所に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を協議・決定し、教授会の承認を得て執行する。  
ただし、第7号は、教授会の承認を必要としない。
  - (1) 事業の企画、計画及び報告に関する事項
  - (2) 研究所予算及び決算に関する事項
  - (3) 研究所人事に関する事項
  - (4) 研究倫理に関する事項
  - (5) この規則の改正案に関する事項
  - (6) 附属諸規則の制定及び改廃に関する事項
  - (7) 事業の実施及び実施上の指導及び支援に関する事項
  - (8) その他所長が指示した事項
- 3 運営委員会の委員長及び副委員長は、所長及び副所長とする。
- 4 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 6 運営委員会は、運営委員の4分の1以上又は運営委員以外の所員及び各種研究員の4分の1以上の要求があった場合、開かなければならない。
- 7 運営委員会に、書記を置き、議事録を作成する。
- 8 議事録は、所長が保管する。

(運営委員 Board Members)

**第11条** 研究所に、運営委員若干人を置く。

- 2 運営委員は、運営委員会を構成し、研究所の運営にあたる。
- 3 運営委員は、次の者とする。
  - (1) 所長
  - (2) 副所長
  - (3) 学部長が所員から任命する委員
- 4 運営委員の3分の2以上は、学部に所属する専任教員(特別任用教員及び助教を含む。)を充てることとする。
- 5 運営委員の任期は、2年とする。
- 6 運営委員は、再任されることができる。

(拡大運営委員会 Expanded Board (Project Representative inclusive))

**第12条** 運営委員会に拡大運営委員会を置く。

- 2 拡大運営委員会は、プロジェクト等の計画及び報告並びに予算及び決算の決定前の協議及び評価にあたる。

- 3 拡大運営委員は、運営委員のほか、3人以上の所員による研究プロジェクト等の研究代表者とする。

#### 第4章 研究プロジェクト等

(研究プロジェクト等 Research Projects)

**第13条** 研究所は、その事業遂行の必要に応じて研究プロジェクト等を置くことができる。

- 2 研究プロジェクト等は、運営委員会の議を経て教授会の承認を受けた研究所の目的に合致する研究活動等の計画（以下「計画」という。）に基づき、実施するものとする。
- 3 計画の期間は、6年以内とする。
- 4 研究プロジェクト等は、所員及び各種研究員をもって構成する。
- 5 研究プロジェクト等に、研究代表者を置く。
- 6 研究代表者は、学部にも所属する専任教員あるいは本学の名誉教授から選任する。
- 7 3人以上の所員による研究プロジェクト等の研究代表者は、拡大運営委員となる。

#### 第5章 評価・事務・会計

(評価)

**第14条** 研究所の活動については、所長が指名する複数の運営委員による評価委員会を組織し、自己点検・評価を行う。

- 2 前項の自己点検・評価の報告は、運営委員会及び学部教授会の承認を得るものとする。
- 3 所長は、第1項の規定に加えて、学部外の研究者等に、研究所の活動の評価を依頼することができる。

(事務局)

**第15条** 研究所に、事務局を置く。

- 2 事務局は所長の指揮の下で研究所の運営に関する事務及び研究資材の管理にあたる。
- 3 研究所に関する事務は、事務局のほか、教務部学部事務2課が行う。ただし、立教大学リサーチ・イニシアティブセンター規程に定める所管事項は、同センターが行う。

(会計)

**第16条** 研究所の事業に要する経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 大学より配分された一般研究費
  - (2) 学部管轄予算より配分された研究費等
  - (3) 研究所が関わる研究等に対する公的補助金
  - (4) 研究所が行う独自の講座等による事業収入
  - (5) 研究所が行う知的財産活動による収入
  - (6) 研究所への寄付金等その他の収入
- 2 研究所の支出は、原則として教務部学部事務2課を通して処理する。また、収入の種類に応じて必要な区分経理及び会計処理を行うことができる。

## 第6章 規則の改廃

(改廃)

**第17条** この規則の改廃は、運営委員会及び学部教授会の議を経て、総長が行う。

### 附則

この規則は、2000年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、2001年11月7日から施行する。

### 附則

この規則は、2003年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、2010年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、2012年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、2015年12月3日から施行する。

### 附則

この規則は、2019年1月16日から施行する。